

国立研究開発法人国立がん研究センター理事会（令和4年度第5回）議事概要

日時：令和4年8月26日（金）10:30～12:00

場所：国立がん研究センター 管理棟 第1会議室 ※Webex 使用

出席者：中釜斉理事長、児玉安司理事、北川雄光理事、北川昌伸理事、
小野高史監事、近藤浩明監事、島田中央病院長、大津東病院長

欠席者：間野博行理事

I. 前回（令和4年度第4回）議事録の確認

- ・前回議事録について了承。
- ・前回議事録署名人を北川(昌)理事と近藤監事に依頼。

II. 審議事項

1. NCC 発ベンチャーの株式等の取得・保有の実現に向けて
資料に沿って報告された。

2. 特任研究補助員・特任研究員の任期更新について（10年問題）
資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・もともとは無期転換による雇用の安定化を狙いとして制定された制度ではあるが、実際はむしろ雇用の柔軟性を削ぎ、かえって早めの無期転換を回避するために使われかねないという懸念がある。資料中では事例ごとに適用の有無を示しているが、実際に頻出するパターンとして今年の年度末までに10年以上の継続雇用があり、来年度より11年目以上となり無期転換権が発生、無期転換権発生数年後に部門長等が定年になる、あるいは部門、研究室等が廃止になった、他研究機関に移管されたりした場合、かつ部門長の定年より先に無期転換の結果、当該任期付き職員の定年が早まってしまうという事例が様々なところで問題になっている。一般的な企業であれば、企業が採用するというに尽きるので、年度末までの間であればいつでも無期転換権の行使ができるというのが制度の建付けである。法律上の縛りがきつく、11年目以上の雇用への対応が非常に難しいものとなっている。さらに、研究機関においては部門長、教室の単位で業務と財源が不安定であるという本質的な問題がある。常に無期転換権の行使という労働者の権利とは別に、部門長の定年、教室自体の定年や移転の結果、雇用の本質である業務・財源の有無自体が不安定化してしまうという制度の弱点が露わになっている。これはNCCのみの問題ではなく、様々なところで問題になっていることである。人事上、雇用には拘束されないために、今年度末までに雇い止めをせざるを得ない状況である。最近の東京地裁の判決で、無期転換雇用のための雇い止めを行うことの目的自体は正当であるとしながらも、長年雇用してきた人について、解雇は雇い止め法理が適用され、解雇権濫用と判決された事例がある。また地方では逆の判決もあることから、制度の運用そのものが不安定であると言える。あえて言えば、今年度のうちにある程度雇い止め、その後の再雇用についての計画運用を行っていくということが現実的な対処であると考えている。一人ひとり、そして研究室ごとにニーズ、業務、将来の財源の補償について多様な見通しがあるかと思う。制度そのものが抱える問題は大きいですが、個別の事象に慎重に対処するとともに、全体として議論すべき問題があれば再度理事会にご報告いただきたい。
- ご指摘いただいた点について各分野、各部門特に研究所全体を支える FIOC について、現在の業務、将来的な財源の見込みについて研究所長と相談の上対応を決定していきたい。

II. 報告事項

1. 育児等に関する休暇・休業制度の改正について

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・職員に不利益がないように進めていただきたい。ハラスメント防止の観点から、産後パパ育休が今後有給休暇化されると、さらなるハラスメントが起きやすい状況になる可能性がある。職員への周知は徹底して行っていただきたい。
- 今回、就業規則改正の際に、センター内に改めて周知する。また、毎年10-11月開催のハラスメント研修の際には顧問弁護士に本件を説明いただくことになっている。元々国も含めて男性の育休取得への意識の低さが顕著であるので、センターとして男性の育休取得を積極的に推奨するとともに、上長の方々にも配慮していただけるよう働きかけていきたい。

2. 政府の会議の状況

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・昨今、データ駆動型 (Data Driven Science) の考え方が非常に重要であり、ゲノムを中心とした医療に関する個人情報の取扱いについて、いかに利活用を活性化するかということは国家をあげての政策課題と言える。日本の法律の専門家でもない人たちが海外の法律について適切に検討することなく、例えば個人の情報コントロール権があるとして、指針という名の過剰規制を行っている現状がある。GDPR では学問の自由を表現の自由の一環として捉えており、特に重視されてきた。表現の自由、統計作成の国家的な目的の2つは個人の情報コントロール権の埒外にあるとされている。個人情報保護法制定以来、表現・政治・宗教・学問の自由は全て個人情報保護法の規制外に置かれてきた。また、統計に関して、国勢調査ではオプトアウトができないように、個人情報であっても統計作成は重視されなければならない。がん登録も同様の法制度である。今まで法理論がはっきりしておらず、オプトアウトではいけない、GDPR でも規制しているのではないかなどとされてきたが、近年ようやく、医療情報についてヨーロッパでも個人の情報コントロール権に基づく規制は行われていないという見解が学者間で共有されつつある。長年の誤解と指針による過剰規制がようやく正常化される機運がある。ヨーロッパでもアメリカのHIPAAでも、医療情報について、学術研究に該当するものは、個人の情報コントロール権に基づいて規制すべき問題とはされていない。無用な過剰規制を整理し、医療情報の利活用において OECD 他国に大きく後れを取っている日本の現状を打破できるよう NCC から政府系会議へ正しい学術情報の利活用推進を働きかけていただきたい。

3. 広報実績等

資料に沿って報告された。

4. 投資委員会報告

資料に沿って報告された。

5. 7月分医業件数等

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・7月の件数データに関しては優秀であると感じている。特に7月後半にかけて都内の他大学病院では新型コロナ感染拡大の影響によって一日あたり軒並み数百人規模の欠勤者が出ている。一方、NCCでは両病院共に欠勤者を抑えられており、就業制限をかけていないというのが要因ではないかと考えている。感染者や濃厚接触者について徹底したコントロールがなされていたという理解でよいか。
- 中央病院では、欠勤者は約150～160名である。内訳としては医者10～20名、看護師は多い時で50名超、残りは事務職等である。最近1週間では医師10名程度、看護師40名程度の欠勤者数であり、新型コロナ関連欠勤者は減少傾向にある。大変な時期もあったが、職員には努力いただいていると感じている。
- 東病院では、常時50～60名程度の欠勤者が発生している。7月末より東病院でもコロナ病床を開放しており、8月は1病棟での集団感染があったことで低下がみられるものの、持ち直してきている状況である。欠勤者の業務に関しても病院全体で補填しながら運営している状況である。